

平成19年第339回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成19年12月10日(月曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第45号・第46号・第52号・第55号・第56号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第47号・第48号・第49号・第50号・第51号
請願第6号
審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第53号・第54号
請願第7号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第58号・第59号・第60号・第61号・第62号、第63号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第57号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 6 発議第11号 矢吹町議会議員定数条例の一部を改正する条例(案)
- 日程第 7 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木一夫君	2番	大木義正君
3番	熊田宏君	4番	栗崎千代松君
5番	渡辺正美君	6番	柏村栄君
7番	諸根重男君	8番	吉田伸君
9番	藤井精七君	10番	棚木良一君
11番	角田秀明君	12番	十文字重康君
13番	須藤羊一君	15番	遠藤守君
16番	松谷正良君	17番	永沼義和君
18番	根本信雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 野 地 誠 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 渡 辺 正 樹 君
総 務 課 長 内 藤 正 昭 君	税 務 課 長 蛭 田 武 良 君
町 民 生 活 課 長 長 岐 敬 一 君	保 健 福 祉 課 長 根 本 孝 一 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 須 藤 修 平 君	都 市 建 設 課 長 坂 本 明 司 君
上 下 水 道 課 長 渡 辺 正 弘 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 熊 田 建 一 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 坂 路 寿 紀 君	生 涯 学 習 課 長 水 戸 光 男 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 林 伸 幸	主 幹 兼 局 長 補 佐 水 戸 邦 夫 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

◎開議の宣告

○議長（根本信雄君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は17名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（根本信雄君） 去る12月4日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託した案件を議題とし、審査結果を各委員長より順次報告を求めます。

◎議案第45号、議案第46号、議案第52号、議案第55号、議案第56号の委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第1、これより議案第45号、第46号、第52号、第55号、第56号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、3番、熊田宏君。

〔3番 熊田 宏君登壇〕

○3番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告させていただきます。

お手元の付託案件報告書をごらんください。

総務常任委員会審査結果報告書。

第339回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので、ご一読をお願いし、朗読を省略します。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第45号、第46号、第52号、第55号、第56号の審査結果は、以下のとおりであります。

議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のための短時間勤務制度を導入するため所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

本案も、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児のための短時間勤務における所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、高齢者の医療制度改革に伴い、65歳以上75歳未満が対象となる前期高齢者の国民健康保険税を老齢年金等から特別徴収するため所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 職員の自己啓発等休業に関する条例。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の自発的な大学等課程の履修または国際貢献活動を目的とした休業制度を創設するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 白河地方土地開発公社定款の一部変更について。

本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、白河地方土地開発公社定款にある余裕金の運用から「郵便貯金」を削除する定款の一部変更であり、公有地の拡大の推進に関する法

律の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

皆様のご審議よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これより議案第55号 職員の自己啓発等休業に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号 白河地方土地開発公社定款の一部変更について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号～議案第51号、請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第2、これより議案第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、請願第6号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、4番、栗崎千代松君。

〔4番 栗崎千代松君登壇〕

○4番（栗崎千代松君） 議場の皆さん、こんにちは。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第339回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載をごらんいただきたいと思います。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、請願第6号の審査結果は次のとおりであります。

議案第47号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例。

本案は、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している図書館について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等を規定するため所要の改正を行うものであります。

討論に入り、公共施設は町の責任において管理すべきものとの反対意見、住民参加型の開かれた図書館の運営が期待できることや財政再建を前提に町民サービスも低下させない工夫があることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例。

本案も、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している文化センターについて、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため所要の改正を行うものであります。

討論に入り、本案についても、公共施設は町の責任において管理すべきものと反対する意見、町の財政再建

に寄与することが前提であって、制度導入により柔軟な運営が期待できることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例。

本案も、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定しているふるさとの森芸術村について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため所要の改正を行うものであります。

討論に入り、本案も、公共施設は町の責任において管理すべき趣旨から反対する意見、行財政改革を進める上で本案のような行政機構のスリム化は有効であることから賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例。

本案は、町の体育施設に大池球場・大池キャンプ場を加え、町民プールなどは廃止するとともに、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している体育施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、各施設の管理の基準、業務の範囲などを規定するため所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例。

本案は、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している勤労者体育施設について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲などを規定するため所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願書。

本件は、国の関係機関に義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1の復元、さらに教職員定数の改善と、その財源の確保や学校施設整備費、就学支援など教育予算の充実について意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、関係機関でも検討中であることから継続審査すべき意見があり、請願第6号は継続審査すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 議案第47号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例、議案第48号 矢吹町文化

センター条例の一部を改正する条例、議案第49号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論を行います。

第47号、48号、49号とも指定管理者制度を導入していくということですが、財政難や行財政改革を理由に、文化施設である図書館、ふるさとの森、文化センターを民間に委託していくべきではないと考えます。文化は人の精神的安らぎに関する分野に当たるものであり、また、知的な要求を満たしていくものであります。効率性や採算性を求める市場原理とは相入れない面があります。図書館については、町民の関心も高く、子供の読書や文字文化の振興、生涯学習だけでなく地域の情報拠点としての期待も高まっています。貸し出し頻度の高い本の整備は当然のことですが、専門的な、総合的な見地に立って、先を見通した書籍の整備などがなされて町民に信頼される図書館として機能していくものです。政治、経済、文化、自然の変化などの動向をキャッチして、適した書籍を備えて町民に知らせていく図書館でありたいものであります。そもそも無料利用を義務づけられた図書館に民営化はなじまないことは政府も認めているところでもあります。

また、ふるさとの森芸術村については、歴史資料の展示を初め、児童画と一般の芸術作品の展示と創作活動の場の提供を地道に行って13年になります。入館者は年間、一般作品展示のふるさとの館に6,000人、児童作品展示のあゆみ館で3,000人、合わせて9,000人を超える鑑賞者を数えているとのことでもあります。町民からはもちろん、近隣市町村の芸術関係者からも高い評価が得られています。矢吹町に来てよかったという方々は、健康センターや図書館、ふるさとの森、文化センターなど文化施設が整っていてよかったと言っております。町は、こうした町民の声を尊重し、一層の文化の向上に努めなければならないと思います。

また、我が町の町民憲章第5項に、歴史を大切にし、ふくよかな文化の薫り高い町をつくりましますとうたっています。民営化路線の押しつけは財政難と効率的運営を大義名分にして進められていますが、行財政の効率的な運営は町が町民の税金を財源としている以上、当然のことでもあります。

しかし、そのために住民の福祉増進を図るという自治体本来の使命を放棄するのは本末転倒であります。私は、町民憲章を守る立場から、文化施設の民間委託は実施せず、町が責任を持って町民に文化の享受を保証していくべきものと考えますので、議案第47号、48号、49号に反対するものであります。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

2番。

〔2番 大木義正君登壇〕

○2番（大木義正君） 私は、議案第47号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論いたします。

町は、第4次矢吹町行財政改革大綱及び民間委託などに関する基本方針に基づき、計画的に公の施設の民間委託の拡大を実施してきました。本案は、それらの計画に基づき、図書館について段階的に民間委託を進めることとし、平成18年度からは業務委託を開始し、平成20年度から指定管理者を導入をしようとするものです。現在、図書館は運營業務を委託しており、民間のノウハウを生かし、利用者の視点に立った図書館運営で、町民のサービス向上が図られていると評価できます。さらに、指定管理者制度を導入することによって管理権限も委譲され、主体的な町民サービスにつながる事業企画及び柔軟な住民参加型の開かれた図書館運営が実現するものと考えます。

よって、一層の町民サービスの向上を図られると期待できることから、本案に賛成するものであります。皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

15番、遠藤守議員。

〔15番 遠藤 守君登壇〕

○15番（遠藤 守君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第48号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論いたします。

本町は、地方分権が進められている中、真に住民ニーズにこたえ、みずからの判断と責任で行政経営を行う自治体を目指し、平成18年度から抜本的な行財政改革を推進してきました。また、行財政改革の着手初頭に定めた第4次矢吹町行財政改革大綱及び民間委託等に関する基本方針に基づき、計画的に公の施設の民間委託の拡大を実施してきました。本案は、それらの計画に基づき、文化センターについて平成20年度から指定管理者を導入しようとするもので、現在、文化センターは運営業務を委託しており、適正な業務遂行が試されているとともに、受託者の経営運営により事業を実施するなど、民間の活力を生かした事業展開が十分可能であると評価できます。さらに、指定管理者制度を導入することにより、管理権限も委譲され、主体的に町民の文化の向上及びサービスの向上を図るための管理運営が期待できると考えられます。

よって、本案に賛成するものであります。皆様方のご賛同を切にお願い申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（根本信雄君） ほかに討論ございませんか。

8番、吉田伸議員。

〔8番 吉田 伸君登壇〕

○8番（吉田 伸君） 私は、今、遠藤議員が48号の賛成討論をやりましたけれども、先輩を立てましたものですから、47号に戻ってやりたいと思います。

この指定管理者制度ですけれども、やっている現場を私は当初から大分行っているものですから、見せていただきました。今の図書館は、この制度、NPOですか、それを十分に機能を果たして、あそこにいるNPOで代表となっておられます二方が毎日詰めて図書館の運営を行っております。これは業者の執行側が望んだとおりの、その成果は上がっているものと私は思います。48号、49号に対しては、どうだかわかりませんが、このことについて、この指定管理者制度が十分に機能を果たしていると思いますので、賛成の立場で討論いたします。皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

1番、鈴木一夫議員。

〔1番 鈴木一夫君登壇〕

○1番（鈴木一夫君） それでは、議案第49号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論をいたします。

今、本町はみずからの判断及び責任で行財政改革を行う自治体を目指し、平成18年度より抜本的な行財政改革を推進してきたことは皆様ご存じのとおりであります。ふるさとの森芸術村についても、今段階的に民間を

進めていることは、やはりこれも平成18年度より業務委託を開始し、平成20年度から指定管理者を導入しようとするものであります。

今、ふるさとの森芸術村は運営業務を委託しておりますが、評価といたしまして十分に民間の活力が活かされ、来館者の視点に立った運営で町民サービスの向上が図られているというふうに感じております。そこで、指定管理者制度導入することによりまして、さらに管理権限も委譲され、主体的に事業計画を行うことで来館者へのサービスが向上できるものと考えております。

よって、本案に賛成をいたしたいと考えるものであります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

12番、十文字重康議員。

〔12番 十文字重康君登壇〕

○12番（十文字重康君） 議案第47号、そして議案第48号について、賛成の立場から討論を行いたいと思っております。

文化センターの建設、そしてふるさとの森の芸術村の建設については、当時私も文教厚生常任委員長という立場でいろいろ町に対して提案をしながら、いろいろ先輩諸兄のご指導をいただいて、当時白坂町長さんの決断によって、そして建設された矢吹町にとって非常に貴重な公共施設であります。現在まで民間委託というスタイルで施設運営をしていただいたわけですが、やっぱり中途半端な民間委託という形では、やはり施設利用に対する1つの管理運営について、若干問題がないわけではないということも私自身痛切に感じておったわけですが、やっぱりこうした施設管理というものは、当然条例というのがありまして、皆さん、これは議会で決めた条例、図書館には図書館の条例があると、そして文化センターには文化センターの条例があると、ふるさとの森にはふるさとの森の芸術村の条例があると、その条例を遵守して、そしてしっかりと管理運営をしていただけるような、そういうスタイルであれば、経費の節減もできるし、なおかつ利用効率も高まると、町民から喜ばれる施設として運営されるんじゃないかと、そういう期待感を持ちながらおったわけですが、このたび指定管理者制度を導入して、中途半端な民間委託から脱却して、そして管理運営をより円滑に、より利用率の高い、町民に喜ばれるような、そういう運営をしようということでの提案でありますから、私もこの施設にかかわった者として、野崎町長の判断はふさわしい判断だというふうに認識をしておるわけですが。

若干長くなりますけれども、これは時間制限ないということですので、若干ちゃんと話ささせていただきますけれども、サントリーの社長が、東北の住民は知的水準が低いというような発言をして、そしてサントリー製品不買運動というのが東北6県の知事を中心に、我々行政にかかわる者も一生懸命サントリーの社長、とんでもないというような反対運動を起こしたんですね。しかし、静かに振り返ってみると、やはりそのサントリーの社長のいわんとするところが何かわかるような気が私はしたんですね。それはどういうことかと言うと、いい音楽を聞こうとしても、音楽を鑑賞する、そういう音楽堂がない。それで芸術活動をやるにしても、なかなかそういう文化施設がない、体験学習ができるような施設がないと、それが東北地方の実態なんですね。

それで、ジャクラシック音楽を生で聞こうということになると、今一番日本で、その音響効果のいいホール

というのはサントリーホールなんですね。サントリーの社長がつくったホールが一番、今日本で音響効果の高いホールだということになるんですね。それで、芸術文化活動だって、首都圏なんかはそれぞれカルチャースクールがいっぱいあって、例えば絵画教室に通いたいというのであれば、絵画教室にすぐ通える。なおかつ陶芸なんかやりたいのなら指導者がいっぱいいると、あるいは彫刻なんかやろうとすれば彫刻家もいっぱいいると、そういう状況なんですね。そういうことを考えると、地方は一体どうなんだということを静かに振り返ってみると、地方にはだだっ広い運動場がいっぱいあると、それでいつでも、例えば野球ができる、あるいはテニスができる、あるいは陸上競技もできるということなんですね。首都圏なんかテニスをやろうとしたらば、とにかく半月待っていないと順番が来ないぐらいに大変だと。ですから、スポーツ文化と芸術文化の格差というものが確かにあったんです。サントリーの社長の言うとおりでいいんです、はっきり言って。知的水準の低い東北地方だったんです。

ですから、私は芸術的な文化活動をやっぱり推進して、そしてサントリーの社長に笑われないようにやろうということでもいろいろな提議をさせていただきまして、そして大池のほりにふるさとの森芸術村というものをつくったんですね。そのときに議員の皆さんから非常に反対を受けました。反対受けました、はっきり申し上げまして。だれが反対したということはここで言いません。これは言いませんけれども、反対を受けました。そんなのつくってどうするんだと、50億をかけて運動公園をつくることに対しては賛成の議員さんも、ふるさと創世1億円構想で1億円、そして4,800万であその土地を買って、それで芸術村をつくらうという提案を私いたしました。それに対して、皆さん——非常に多くの皆さんが、議員の皆さん反対しました。私と同志の皆さんはもちろん賛成しましたがけれども、ちょっと歩く道の違う皆さんは反対しました。

そういう経過を受けて、できた施設なんです。やっぱり知的水準を高めないと人は集まらないと。文化が高いまちづくりをしないと——文化の薫り高いまちづくりをしないと、やっぱり人は集まらないんです、はっきり言って。矢吹町の文化センターは非常に音響効果がいいと評判ですよ、はっきり言って。皆さん、矢吹の文化センターで演奏したいという音楽家がたくさんいる。芸術村をつくるときに、当時の理崎助役さんが非常にいい発想を持っておられて、私と大体同じような考え方で、それでちょっといいですよ。それで、あそこをつくるときに2人で相談をしまして、白坂町長というのは非常に豪快な人で、お前に任せるからなんていう話なんですね。ですから、これはふざけてはいられないということで真剣にやりました。

〔「ちょっと長いんでない」と呼ぶ者あり〕

○12番(十文字重康君) 長いので許してくださいと言ったから、いいですよ、そういう経過を話ししないとわからないんですから。それで、そしてその文化センター、そしてふるさとの森芸術村をつくったんですね。そのときに、森を壊す行政というものがまちづくりという視点、町民のやっぱり暮らしやすい環境をつくるためにという、要するに開発テーマのもとに、森をどんどん壊してきたんです、はっきり言って。矢吹町もその例外ではない。

ですから、森をなるべく壊さない、自然の林をそのまま残す、開発スペースだけは、若干それは定型化して建設スペースだけは開発する。そういうスタイルで大池のふるさとの森芸術村というのをつくったんです。今でも県内外の芸術愛好家から、すばらしい施設だと言われるような施設になりました。そのときに議員の皆さんからも大変私も反対をいただきました。そういう経過を経て現在に至っているわけですね。役場の職員の皆

さんも、やっぱりなかなか芸術村という、その村の呼称について、なかなかなじめなくて、それでふるさとの森なんて言ったんですね。何で芸術村と言わないんだと言ったら、それはなかなか抵抗あるでしょうみたいな感じで、それでなかなか受け入れようとしなかった。四、五年たって初めてふるさとの森芸術村という名称になったんですね。そういう経過があるんですよ、あそこができるまでに。

ですから、やっぱり人は高さに集まり水は低きに流れる、これは自然の法則ですから、原則ですから。ですから、私は知的水準の高い矢吹町をつくる、文化的水準の高い矢吹町をつくと、こういう に燃えている議員の皆さんと一緒に、今、野崎町長ともども頑張らさせていただいて次第でございます。

そういう意味で、私は重ねて申し上げますが、やっぱりその中途半端な民間委託では、はっきり言って、若干の件費の削減はできるけれども、ちゃんとした施設利用の条件が整わないと、こういうことを痛切に感じまして、これは今の時代に合った指定管理者制度の導入であると。しかし、その指定管理者制度の導入にあつては、ちゃんとした基本理念を持った、社会的に無償で貢献したい、あるいは利益を追求しない、そして、いわゆる矢吹町に夢を託したいと、そういう指定管理者がもし選定されるならば、あるいは町の指導がきちんと徹底するならば、私は今以上の管理運営ができるのかたく信じてやまない次第でございます。

その意味で、ちょっと長くなりましたけれども、47号、48号、そして49号に対する賛成の討論とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（根本信雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第47号 矢吹町図書館設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号 矢吹町文化センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号 矢吹町ふるさとの森芸術村条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（根本信雄君） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号 矢吹町体育施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号 矢吹町勤労者体育施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める請願書に対する委員長報告は継続審査であります。

◎議案第53号、議案第54号、請願第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第3、これより議案第53号、54号、請願第7号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、6番、柏村栄君。

〔6番 柏村 栄君登壇〕

○6番（柏村 栄君） 報告いたします。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第339回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第53号、第54号、請願第7号の審査結果は次のとおりであります。

議案第53号 矢吹町農村公園設置条例の一部を改正する条例。

本案は、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している3カ所の農村公園について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理基準、業務の範囲などを規定するため所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 矢吹町都市公園設置条例の一部を改正する条例。

本案も、平成20年4月1日から指定管理者の導入を予定している9カ所の公園について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う施設の管理の基準、業務の範囲等を規定するため所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第7号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書を国に提出することを求める請願書。

本件は、国の関係機関に健康で文化的な最低限の生活が保障される最低賃金の引き上げと、全国一律の新しい最低賃金制度の創設について意見書の提出を求めるものであります。

審査に入り、現在、国会においても審議中であることから、継続審査すべき意見があり、請願第7号は継続審査すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第53号 矢吹町農村公園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これより議案第54号 矢吹町都市公園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続きまして、請願第7号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書を国に提出することを求める請願書に対する委員長報告は継続審査であります。

◎議案第58号～議案第63号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第4、これより議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1予算特別委員長、7番、諸根重男君。

〔7番 諸根重男君登壇〕

○7番（諸根重男君） 報告いたします。

第1予算特別委員会審査結果報告書。

第339回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号の審査結果は次のとおりです。

議案第58号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,495万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,187万円とするものであります。

歳入の主な内容は、療養給付費交付金、県支出金、繰入金、繰越金を増額し、国庫支出金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、保険給付費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ519万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,037万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、負担金などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,731万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,050万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、支払基金交付金、繰越金などを増額するものであります。

歳出の主な内容は、諸支出金などを増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,777万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、諸収入などを増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ122万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,588万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を減額し、地域支援事業費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 平成19年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の収益的収入及び支出予定額にそれぞれ198万7,000円を増額し、収益的収入総額を4億7,652万6,000円とし、収益的支出総額を5億457万2,000円とするもので、合わせて議会の議決を要する職員給与費を増額するものであります。

収益的収支補正予算の主なものは、収入では、営業外収益を増額し、支出においては予備費を減額し、営業及び営業外費用をそれぞれ増額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の資本的支出の予定額に458万を増額し、支出総額を1億4,210万1,000円とするものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、当年度分消費税資本的収支調整額過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をそれぞれ補てんするものであります。

支出の内容は、建設改良費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第58号 平成19年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号 平成19年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号 平成19年度矢吹町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号 平成19年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号 平成19年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号 平成19年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第5、これより議案第57号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第2予算特別委員長、12番、十文字重康君。

〔12番 十文字重康君登壇〕

○12番（十文字重康君） 第339回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了いたしましたので、矢吹町議会会議規則第77条により報告いたします。

1番から6番までは掲載されているとおりでありますので、省略させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第57号の審査結果は次のとおりです。

議案第57号 平成19年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,218万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億6,822万4,000円とするもので、あわせて債務負担行為の補正を行うものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金、財産収入及び繰入金など、それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、総務費、土木費及び災害復旧費などを減額し、民生費、農林水産業費、教育費、公債費などを増額するものであります。

債務負担行為の補正では、総合運動公園用地取得費の償還期間を延長するため、期間延長分にかかわる当該事業及びこれに対する債務保証について新たな債務負担行為を設定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告といたします。

○議長（根本信雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第57号 平成19年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

以上ですべての審議が終了いたしました。今会期中に議員から追加案件などの提出がありましたので、その取り扱いについて、ただいまから議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

(午後 2時00分)

○議長（根本信雄君） 再開をいたします。

(午後 2時14分)

◎日程の追加

○議長（根本信雄君） 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、11番、角田秀明君。

[11番 角田秀明君登壇]

○11番（角田秀明君） 議会運営委員会からの報告をいたします。

先ほど別室で審議結果を報告しました。

会期中に追加案件として議員からの発議1件、閉会中の継続調査申し出が提出されましたので、その取り扱いについて事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加して全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（根本信雄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（根本信雄君） 日程第6、これより発議第11号を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（根本信雄君） 提出者の説明を求めます。

11番、角田秀明君。

[11番 角田秀明君登壇]

○11番（角田秀明君） 矢吹町議会議員定数……（テープ反転）……の一部を改正する条例（案）

矢吹町議会議員定数条例（平成14年矢吹町条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由、本案は、定数等調査特別委員会の総合意見を踏まえ、次の改選から現行の定数より2名削減するため所要の改正をするものであります。

ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（根本信雄君） これより、発議第11号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

〔10番 棚木良一君登壇〕

○10番（棚木良一君） 発議第11号についての質疑をいたします。

検討委員会から出されました報告書を見まして——報告がありまして、内容については理解をしたつもりですが、私個人の基本的な考えとしては、定数を減らしないで議員の報酬を削減すべきというふうなことが私の基本的な考えであります。しかし、このことについても、検討委員会の皆さんからいろいろな意見が出されまして、そういった中で検討した結果、定数2減ということなわけで、そのことについては理解をしているつもりです。

お尋ねしたいのは、矢吹町と人口規模の同じ類似団体で現在の定数削減についてわかっている範囲でお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（根本信雄君） 10番、棚木良一議員の質疑に、定数等調査特別委員会の委員長の答弁を願います。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 今、書類は持ってきてはいただきますけれども、きちんと調べて。石川町でも20名を14に、あと隣接町村でも16というのは、ほとんど町村がそういうような形になっているというふうなことで、やはり矢吹町もこのような形でやっぺいこうということになりました。今、きちっとした説明をしますけれども。

それでは、鏡石町は14です。棚倉町1万5,796で16です。それから西郷村は18です。それから石川町は、ただいま、先ほども言ったように14です。それから三春町も16です、小野町は14です。それから富岡町も16です。大熊町も14です。いいですか、そのくらいで。

というふうなことで、やはり最近では人口1,000人当たりというんじゃなくて大分減っているというふうなことで、皆さんに特別委員会の中でもご理解をいただき、この16になりましたので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（根本信雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第11号 矢吹町議会議員定数条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（根本信雄君） 日程第7、これより閉会中の継続調査の申し出について議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、総務常任委員会委員長から会期外付託調査の期間変更の申し出がございます。

また、議会運営委員会委員長より、所管事務調査の会期外付託及び次回定例会の運営協議のための会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本信雄君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの所管事務調査及び運営協議として会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

以上で議案審議は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（根本信雄君） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、こんにちは。

大変ご苦勞さまでございます。

発言をお許しいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、今12月定例町議会に提案いたしました全議案可決承認いただきましたこと、まことにありがとうございます。議員各位のご協力に対し厚く御礼申し上げます。

さて、私も今議会が1期4年の最後の議会となります。私もこの4年間全身全霊町政発展のために努力してまいりました。この間、議員の皆様には何かとご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、皆様ご存じのように、町は財政が非常に厳しい中であって、財政再建3カ年計画を達成すべくスタートを切っております。矢吹町の再生は、この財政再建3カ年計画の達成が至上命題と考えております。今般、

私も計画をつくった責任を全うすべく、この後の選挙戦に再度挑戦すべく選挙戦に突入させていただくこととなります。

結びになりますが、これまで4年間お世話になったことを改めて皆様に御礼を申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（根本信雄君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第339回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時27分)